

6 農業者年金

農業者年金は、農業に従事する人の公的年金です。農業者年金制度は、他の公的年金と同様の「老後生活の安定・福祉の向上」の目的とともに、年金事業を通じた農業政策上の目的を併せ持つ制度です。平成12年に抜本的な改正が行われ、賦課方式から積立方式へと変わりました。

(1) 農業者年金（新制度）

農業者年金（新制度）は積立方式なので、納付された保険料は将来の自分のための年金給付の原資として積み立てられます。将来、納付した保険料総額とその運用益を基礎とした農業者老齢年金として受給することになります。

65歳から終身受け取ることができる年金です（60歳まで繰上げ受給可能）。仮に、80歳前に亡くなった場合は、死亡一時金として80歳到達月までに受け取れるはずの年金額を受け取ることが出来ます。

(2) 農業者年金（経営移譲年金）と法人化との関係

農業者年金（旧制度）で、経営移譲年金の受給権者（親）が集落法人の構成員となる場合、又は、経営移譲を受けている後継者（子）が集落法人の構成員となる場合には注意が必要です。

① 経営移譲年金の受給権者（親）が集落法人の構成員となる場合

原則として、経営移譲年金の受給権者（親）が、農業生産法人の構成員になり、その法人の経営に参画する場合は、農業経営の再開となるので、経営移譲年金の支給が停止されることとなります。

一方、経営移譲年金の受給権者（親）が、農業生産法人の持分を有しないで、当該法人の雇用者となる場合には、農業経営者ではないので、経営移譲年金の支給は停止されません。

② 経営移譲を受けている後継者（子）が集落法人の構成員となる場合

経営移譲を受けている後継者（子）が農業生産法人に参加しても、適切な手続きを踏めば、受給権者（親）の経営移譲年金は支給停止になりません。

※適切な手続き…

① 後継者（子）の農業経営全てを法人に移す場合

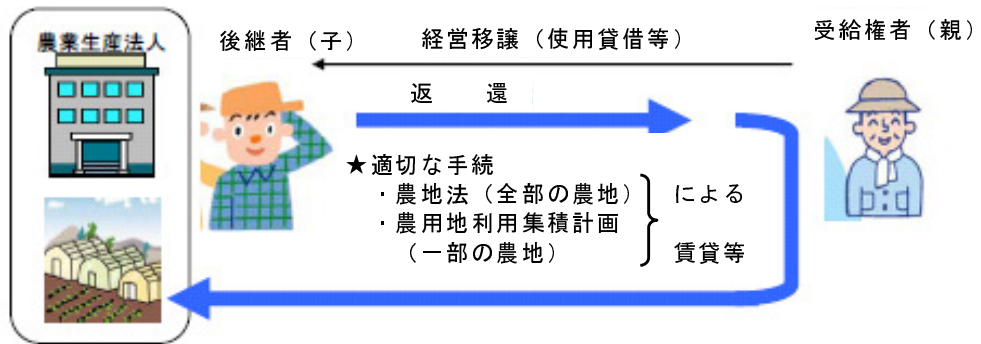
…経営移譲を受けた全ての農地を一旦親に戻し、親が経営移譲のやり直しとして当該法人へ権利移動する

②経営移譲を受けた農地の一部を法人に権利移動する場合

…農地の利用集積に資するものとして、基盤強化法に基づき、当該法人に権利移動する

経営移譲を受けた農地の一部（2分の1以上）を一旦親に戻し、親が分割方式による経営移譲のやり直しとして当該法人へ権利移動する（サラリーマン後継者に限る）

経営移譲を受けている後継者（子）が農業生産法人に参加しても、適切な手続きを踏めば、受給権者（親）の経営移譲年金は支給停止になりません。



受給権者（親）が集落営農や農業生産法人に参加しても、単に雇用者となる場合には、農業経営を再開したことになるので、経営移譲年金は支給停止になりません。



図Ⅶ-8 農業者年金と法人化との関係

【問い合わせ先】 市町農業委員会・JA・広島県農業会議